



Hachioji MAIL NEWS

輸送サービス労組 八王子地本

JR EAST TRANSPORT SERVICE WORKERS UNION-HACHIOJI



ホームページ

2021.6.7
No. 197



Twitter

八地申第30号
6月7日
団体交渉開催!

**就業規則を濫用した「正当な組合活動」への
支配・介入及び不当労働行為の是正を求める緊急申し入れ**

【申し入れ項目】

1. 就業規則の濫用による支配介入の不当労働行為を直ちに止めること。

JR 東日本会社は労働組合の活動に対し 「許可をした場所以外でやるな」と主張!

【会社回答】

今回の会社施設内における無許可アンケート配布は、正当な組合活動でなく、就業規則違反が明らかであって、これに対する嚴重注意が就業規則の濫用、或いは不当労働行為といわれるものではない。なお、会社は、従前から組合活動の正当な活動に介入するものではない。

会社回答の特徴点

労働組合のアンケートの配布行為が組合活動。その他のアンケートの配布は組合活動には当たらない。

職場秩序が乱れたという報告はないが、職場秩序を乱したか否かは問題ではなく、就業規則に抵触したことが問題。様々な判例があるが、拘束されるものではない。

労使間の取扱いに関する協約に記載されている会社施設の一時使用または、掲示板等の便宜供与の中で行われる組合活動には一切関与しない。ルールから外れれば対応する。

輸送サービス労組主張の特徴点

- 過去の判例においても、職場秩序が乱れたかが争点。
- この間の労使慣行等の経過は大切と回答しつつも、就業規則のみでの処分は労使慣行の否定だ。
- 会社の許可を得なければ組合活動が制限されること自体が不当労働行為である。

**会社の主張は、憲法で保障されている「表現の自由」「団結権」を侵害し、
労組法第7条1「正当な組合活動への支配介入による不利益扱い」
にあたる「不当労働行為」とであると通告!**

**経営のチェック機能を果たす労働組合を「悪」とし、規制・排除した先にある
暗黒の職場環境にさせないため、当たり前組合活動を堂々と推し進めよう!!**